

豊丘村一般廃棄物処理基本計画

令和 7 年 3 月策定

豊丘村

< 目 次 >

第1章	計画の基本的事項	1
1.	計画策定の背景と目的	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画期間と適用範囲	3
4.	計画の見直し	3
第2章	豊丘村の現況	4
1.	人口動態	4
2.	産業の動向	5
3.	村総合計画等の関係	5
第3章	ごみ処理の現況及び課題	6
1.	ごみ処理体制	6
2.	ごみ処理の現況	8
3.	ごみ処理の課題	12
第4章	ごみ処理基本計画	14
1.	基本的な考え方	14
2.	ごみの排出抑制と減量化の方策	14
第5章	生活排水処理基本計画	21
1.	生活排水処理の現状	21
2.	下水道事業計画	21
3.	し尿汚泥処理状況	22
4.	し尿汚泥処理計画	22

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされています。豊丘村（以下「本村」という。）は一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を平成11年に平成12年～26年までの15年計画として策定しました。以降、計画は更新されてきましたが、今日まで、ごみの発生抑制、リサイクルの推進など環境に配慮した循環型社会の実現に向けた取組を進めてきました。

数十年ぶりの策定となる本計画では、その間の実績や課題を踏まえ、ごみの排出量や資源物の処理量など現状から将来予測値を推計し、目指すべき循環型社会の構築に向け、総合的かつ計画的に取り組んでいくための計画とします。

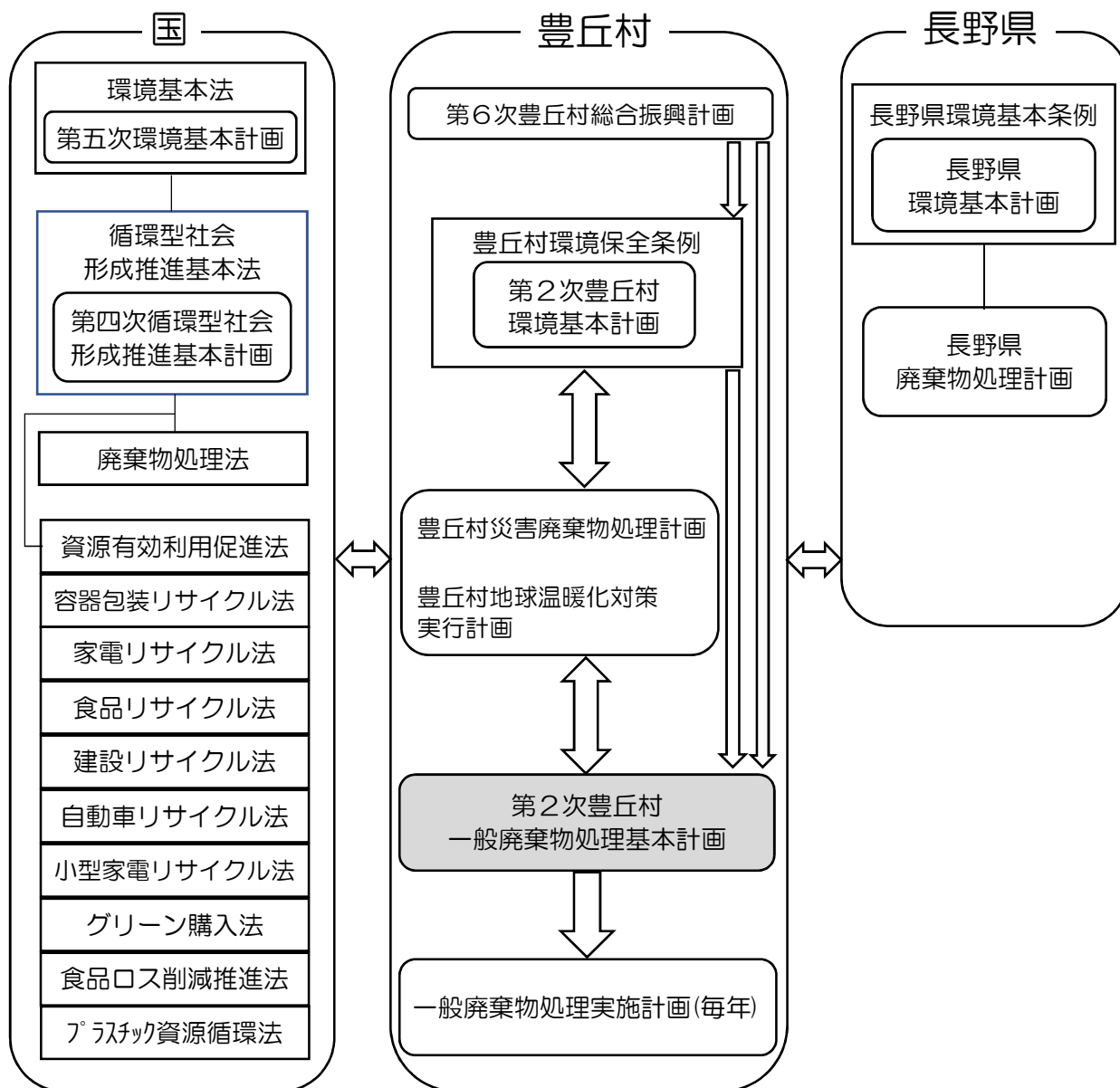
現在、地球温暖化問題や廃棄物に関する環境問題が世界規模で深刻化するとともに、国内でも廃棄物の発生抑制、最終処分場の延命化、製品の再使用の推進や食品ロス削減など多数の課題があります。

また、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック製容器包装に加えて、プラスチック製品の回収が進められることになりました。当村では令和6年度からプラスチック製品の回収を始めたばかりですが、資源循環への更なる取組を加速させ、廃棄物の排出抑制、適正処分や3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの効率的な処理を進める必要があります。

2 計画の位置づけ

日本における環境政策の基本的な考え方は、環境基本法で定められています。

本計画は、地球温暖化対策及び社会環境の変化を踏まえ、村の上位計画である「第6次豊丘村総合振興計画」、「第2次豊丘村環境基本計画」の実現に向けた分野別、個別計画として、整合性を図り、長期的視点に立ち数値目標等を定め基本的な方針を明確にするものです。



3 計画期間と適用範囲

(1) 計画の期間

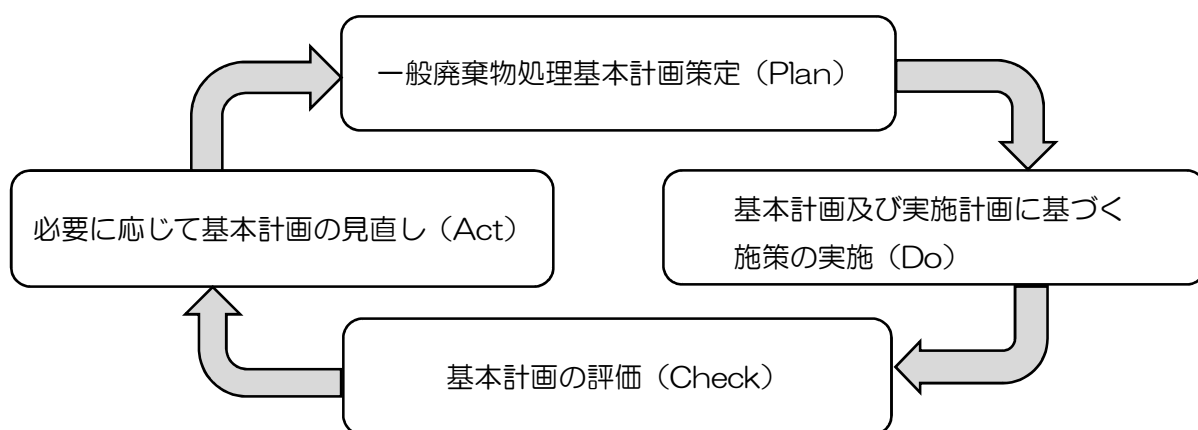
本計画の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。
社会情勢の変化やごみ処理に大きな変更があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 適用範囲

- ① 計画地域 豊丘村内全区域
- ② 対象となる廃棄物 豊丘村で発生する全ての一般廃棄物

4 計画の見直し

本計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合など、PDCA サイクルにより継続的に本計画の点検、評価、見直しを行います。



第2章 豊丘村の概況

1 人口動態

(1) 人口と世帯数

村の人口は、令和2年国勢調査によると6,426人で、平成27年から令和2年までの5年間に166人減少しています。また、世帯数は、同調査によると2,122世帯で、平成27年から令和2年までの5年間に68世帯増加しました。

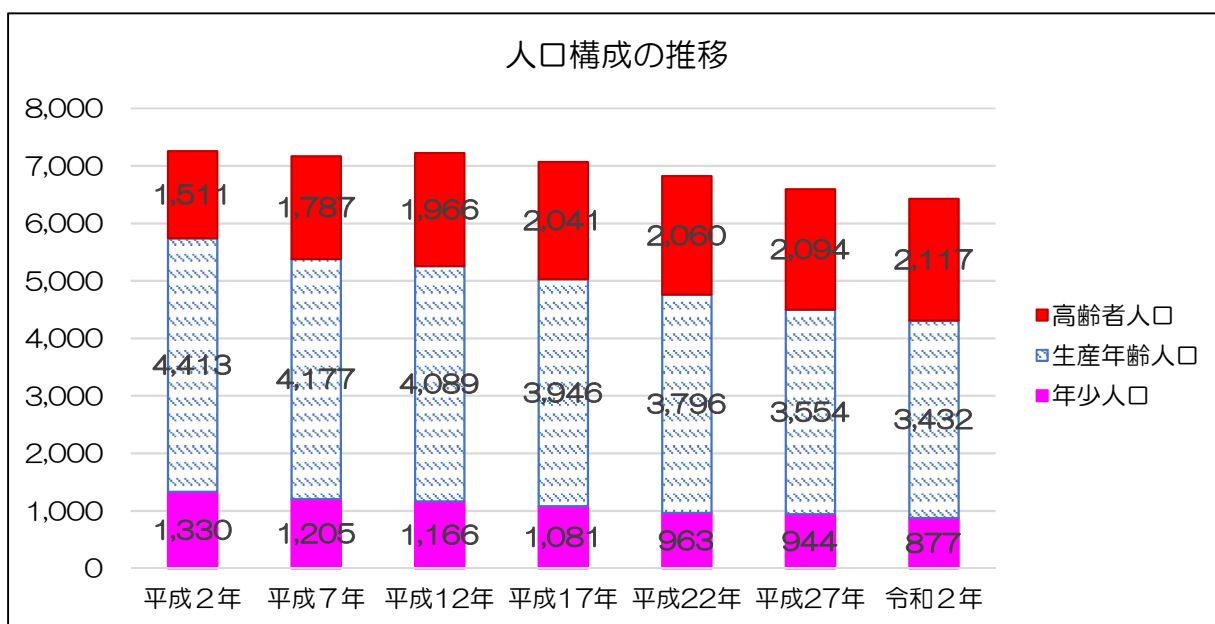
1世帯当たりの人員は平成27年国勢調査では3.21人でしたが、令和2年には3.03人となっており、世帯規模は引き続き縮小しています。

年 次	①総人口（人）	②世帯数（世帯）	世帯人数（①/②）
平成 7 年	7,169	1,862	3.85
平成 12 年	7,221	1,937	3.73
平成 17 年	7,068	1,985	3.56
平成 22 年	6,819	2,000	3.41
平成 27 年	6,592	2,054	3.21
令和 2 年	6,426	2,122	3.03

（資料：国勢調査 各年 10月1日現在）

(2) 人口構成

人口構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し続ける一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加し続け、高齢化率は全国平均28.6%（令和2年度国勢調査）を大きく上回り、32.9%となっています。



（資料：国勢調査 各年 10月1日現在）

2 産業の動向

(1) 豊丘村産業別従事者数及び事業所数

令和3年6月1日現在における村内の事業所は239事業所、従業者数は2,158人となっていて、事業所数を産業（大分類）別にみると「建設業」が49事業所（構成比20.5%）と最も多く、従業者数では「製造業」が967人（構成比44.8%）と最も多くなっています。

産業別大分類	平成28年度		令和3年度		対平成28年度比	
	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数
総数	2,115	240	2,158	239	2.0%	▲0.4%
第一次産業						
A～B 農林漁業	101	7	47	7	▲53.5%	0.0%
第二次産業						
C 鉱業、採石業、砂利採取業						
D 建設業	214	55	192	49	▲10.3%	▲10.9%
E 製造業	889	38	967	38	8.8%	0.0%
第三次産業						
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	3	1	50%	0.0%
G 情報通信業	1	1	9	1	800%	0.0%
H 運輸業、郵便業	42	4	48	4	14.3%	0.0%
I 卸売業、小売業	274	43	303	41	10.6%	▲4.7%
J 金融業・保険業	27	4	20	3	▲25.9%	▲25.0%
K 不動産業、物品賃貸業	29	6	29	7	0.0%	16.0%
L 学術研究、専門、技術サービス業	25	8	24	9	▲4.0%	12.5%
M 宿泊業、飲食サービス業	57	14	70	19	22.8%	35.7%
N 生活関連サービス業、娯楽業	26	13	23	11	▲11.5%	▲15.4%
O 教育・学習支援業	7	6	13	6	85.7%	0.0%
P 医療、福祉	288	19	274	20	▲4.9%	5.3%
Q 複合サービス事業	47	4	44	4	▲6.4%	0.0%
R サービス業(他に分類されないもの)	86	17	92	19	7.0%	11.8%

（資料：経済センサス活動調査 各年6月1日現在）

3 村総合計画等の関係

第6次豊丘村総合振興計画は、むらづくりの最上位計画として本村が目指す将来像の実現に向けて、総合的かつ計画的なむらづくりを推進するための各種個別計画の指針となる役割を担っています。本計画は、第6次豊丘村総合振興計画の基本施策8-3 資源循環型社会・地球温暖化防止対策の推進に関連しています。

第3章 ごみ処理の現況及び課題

1 ごみ処理体制

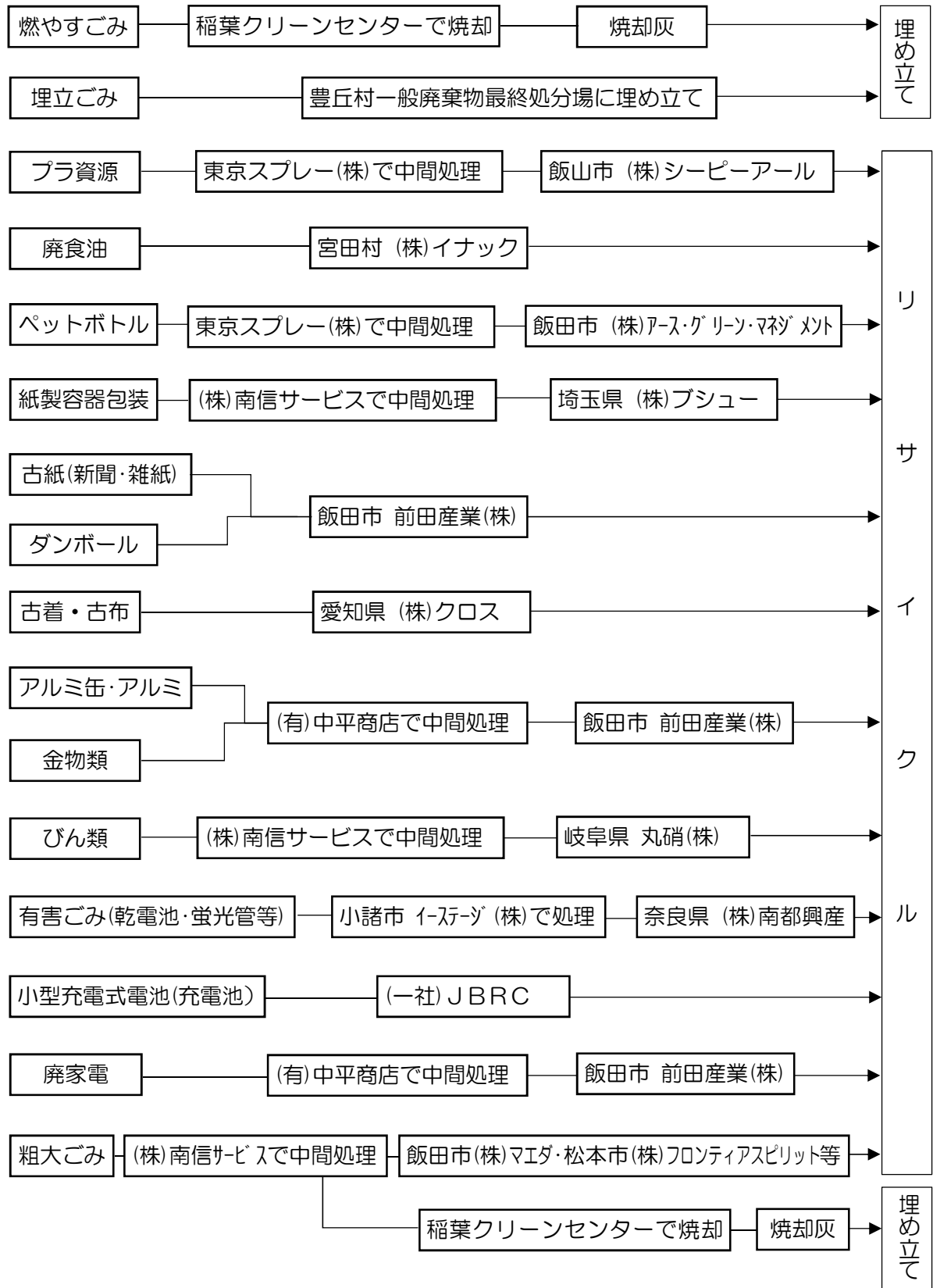
(1) 家庭ごみの分別区分

本村のごみの区分は、燃やすごみ、埋立ごみ、資源ごみ 13 種類、粗大ごみの 16 分別となっています。

区 分		排出方法・排出場所	収集頻度
燃やすごみ		北部4町村指定のごみ袋に入れ、燃やすごみ収集箱へ出す	週3回
埋立ごみ		村指定の埋立ごみ専用袋に入れ、各地域の指定ステーションに出す	隔月1回
資 源 ご み	プラ資源	村指定のプラ資源袋に入れ、各自治会ごみ収集庫へ出す	月2回
	廃食油 (植物性)	家庭の空きペットボトルに入れ、各地域の指定ステーションに出す	隔月1回
	ペットボトル	キャップ・ラベルを取り、各自治会ごみ収集庫に用意したフレコンバッグに入れる	月1回
	紙製容器包装	各自治会ごみ収集庫に用意したフレコンバッグに入れる	月1回
	古紙 ざつがみ (新聞・雑紙)	新聞と雑紙に分けて、ひもで十字に縛り、各自治会ごみ収集庫内の指定された場所へ出す	月1回
	ダンボール	ひもで十字に縛り、各地域の指定ステーションに出す	隔月1回
	古着・古布	村指定のプラ資源袋に入れて、指定日時に役場駐車場へ自己搬入	年2回
	アルミ缶・アルミ	村指定のアルミ缶専用袋に入れ、各自治会ごみ収集庫内の指定された場所へ出す	月1回
	金物類	村指定の金物類専用袋に入れ、各自治会ごみ収集庫内の指定された場所へ出す	月1回
	びん類	びんの口元の色により「透明・茶色・その他の色」の分け、各地域の指定ステーションに用意されたコンテナに入れる	隔月1回
	有害ごみ	各自治会ごみ収集庫に用意したビニール袋とコンテナに、表示された分別に従い出す	年2回
	小型充電式電池 (充電池)	役場庁舎内、環境係カウンターに設置された回収ボックスに出す	随時
	廃家電	指定日時に指定回収場所へ自己搬入	年4回
粗大ごみ		指定日時に役場駐車場へ自己搬入	年2回

(2) ごみ処理・リサイクルのフロー

令和6年度現在、燃やすごみ収集箱は 83 箇所、自治会ごみ収集庫は 60 箇所あります。収集されたごみは、下記の流れでリサイクルや埋立、焼却処理されています。



2 ごみ処理の現況

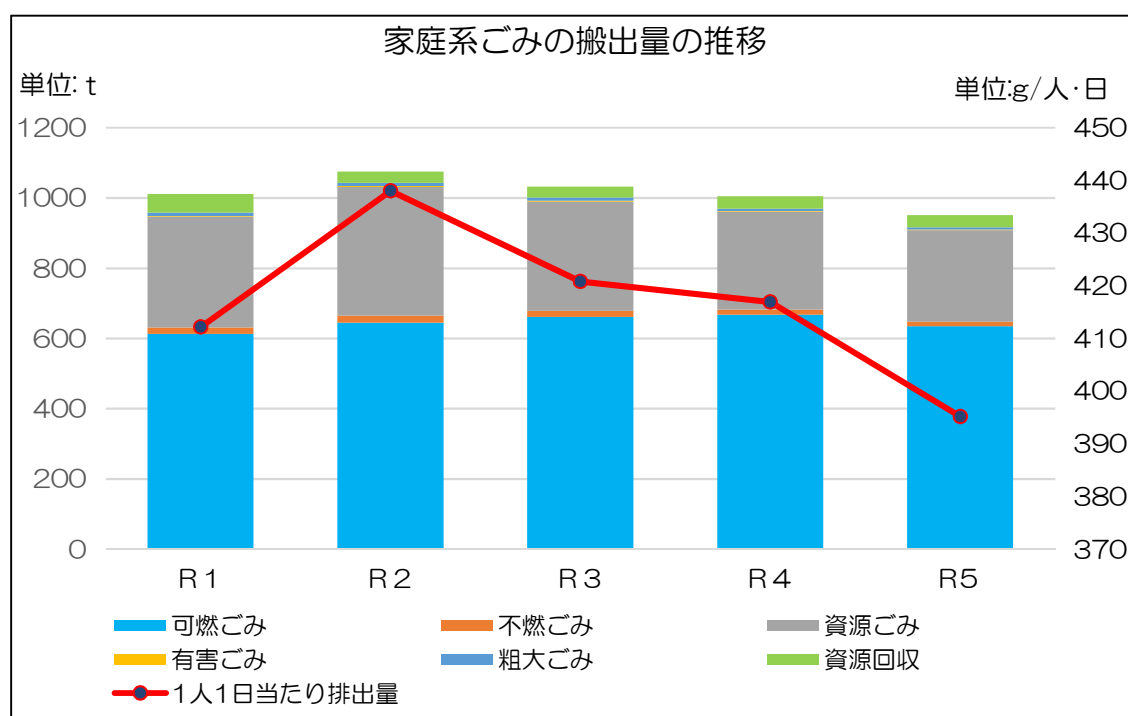
(1) 家庭系ごみの排出量

令和5年度の家庭系ごみの排出量は、951 tで、前年度と比較すると54 t、5.37%減少しています。ただし、個人が稲葉クリーンセンターに家庭系の燃やすごみを直接持ち込んだ場合には、事業系として仕訳けているため、単に減少しているとは言えない状況です。また、資源ごみとなる容器トレイやペットボトル、新聞雑誌等は、小売店の店頭回収の利用が増加してきていることから、村が回収する資源ごみの収集量は減少傾向となっていて、村内から排出されるごみの総量の把握が難しくなっている現状があります。

家庭系ごみ排出量の推移

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	単位
人 口	6,702	6,724	6,719	6,605	6,575	人
燃やすごみ(可燃)	613	645	661	667	635	t
埋立ごみ(不燃)	18	20	17	15	12	
資 源 ご み	315	366	311	279	261	
有 害 ご み	2	3	3	2	2	
粗 大 ご み	10	9	9	6	6	
資 源 回 収	53	32	31	36	35	
ごみ排出量合計	1,011	1,075	1,032	1,005	951	
1人1日当たり排出量	412.2	438.0	420.8	416.9	395.2	g/人・日

(人口：住民基本台帳の各年10月1日現在。ごみ排出量：一般廃棄物処理実態調査)



(2) 事業系ごみの排出量

稲葉クリーンセンターに直接持ち込まれたもの全てを事業系としていますが、個人が持ち込んだ家庭の燃やすごみも含まれるため、実際には全てが事業系ではありません。稲葉クリーンセンターの受付では、市町村ごとに事業系または家庭系との区別がされていないためです。ただし全体量としては把握しており、令和5年度の直接搬入量のうち21.84%は家庭系、78.16%を事業系として受付されています。

このため、年度ごとにおける排出量の変動は、単純に事業系の増減とはならない状況です。

事業系ごみ排出量の推移

単位：t

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
可燃ごみ	65	120	98	105	133

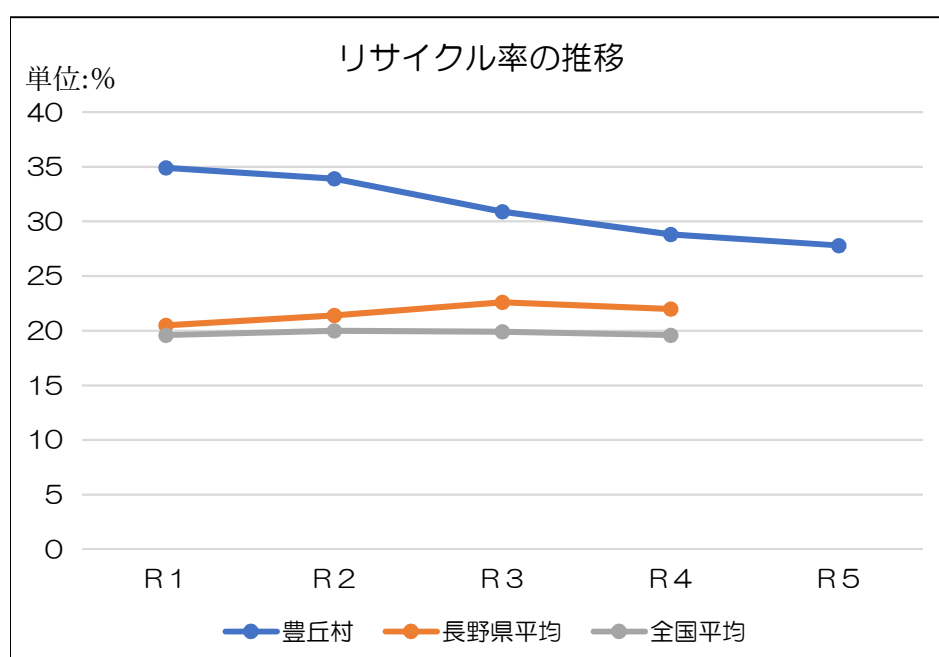
(3) リサイクル率の推移

本村におけるリサイクル率は、令和5年度が27.8%で令和元年度の34.9%以降、減少し続けています。これは令和2年度末で古着・古布収集が中止になったこと、また、村内外の小売店において、容器トレイやペットボトル、新聞・雑紙といった資源ごみの店頭回収が広がり、自治体収集への排出が減少しているためです。

リサイクル率の推移

単位：%

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
豊 丘 村	34.9	33.9	30.9	28.8	27.8
長野県平均	20.5	21.4	22.6	22.0	—
全 国	19.6	20.0	19.9	19.6	—



(4) 埋立最終処分量

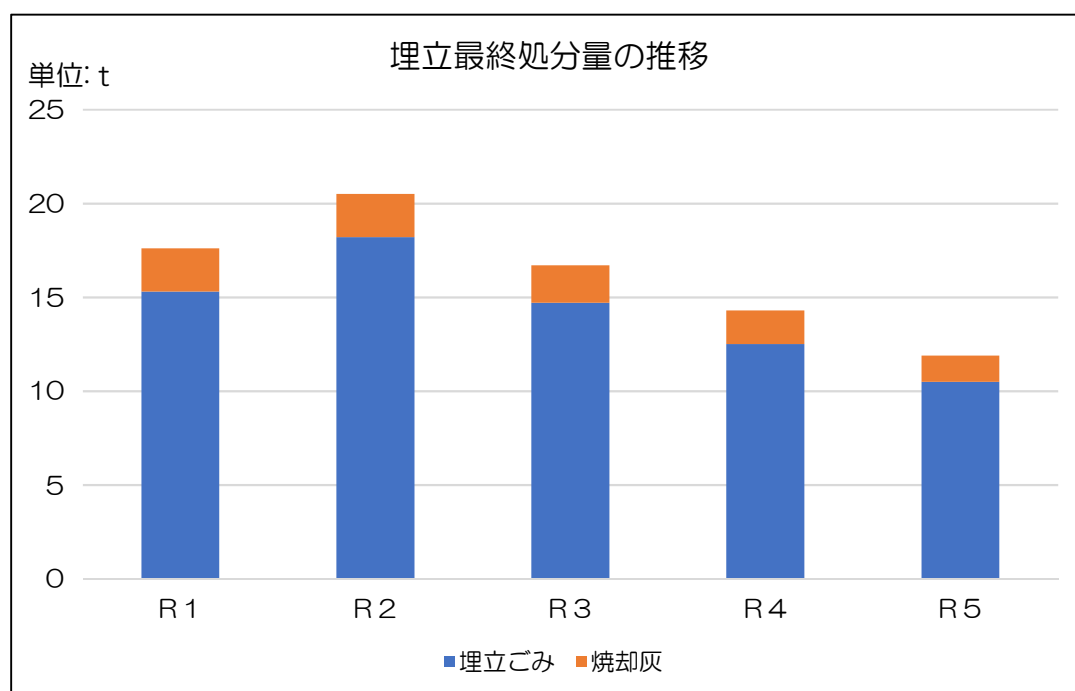
令和5年度の埋立最終処分量は、11.9 t で令和元年度と比較すると 5.7 t、32.4% の減少となっています。

本村の埋立最終処分場は平成 16 年度から埋立を開始しました。当初は 15 年間で埋立を終了する計画でしたが、埋立処分量の減少から、施設の埋立容量に対する埋立量は、令和5年度末で半分程度の状況です。

埋立最終処分量の推移

単位：t

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	合計
埋立ごみ	15.3	18.2	14.7	12.5	10.5	71.2
焼却灰	2.3	2.3	2.0	1.8	1.4	9.8
合計	17.6	20.5	16.7	14.3	11.9	81.0



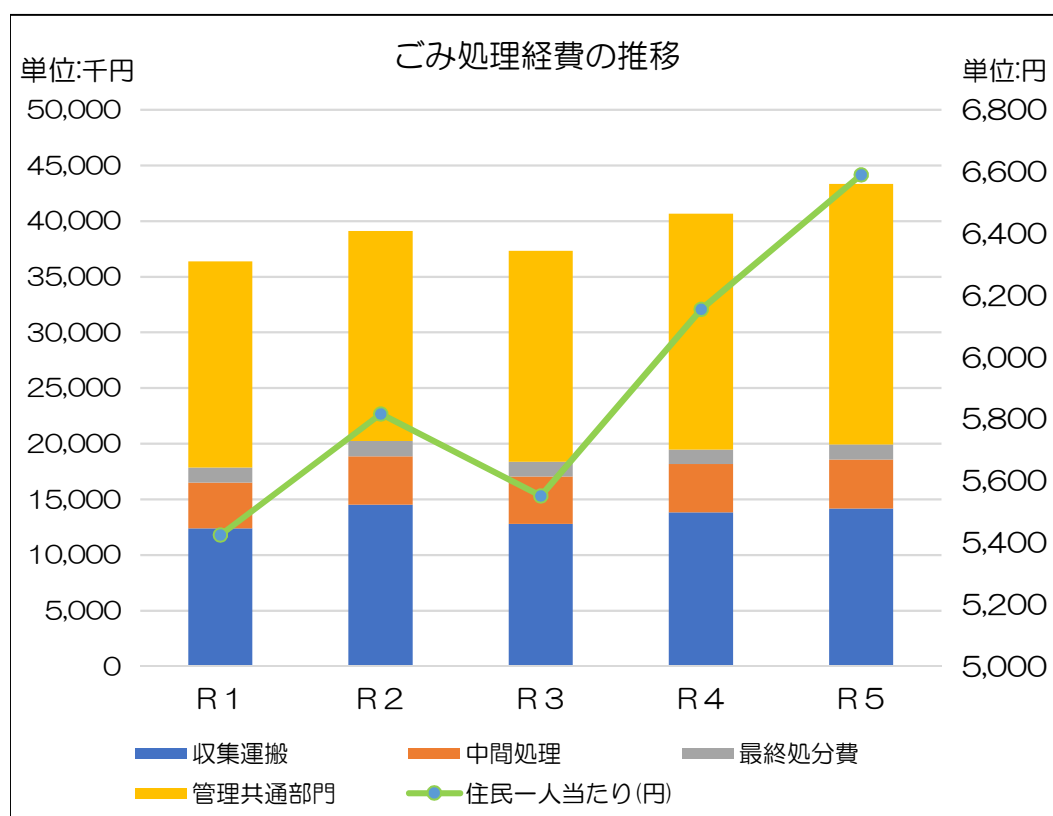
(5) ごみ処理経費

本村のごみ処理に要した経費は、令和5年度は約4,333万円で、部門別経費の割合で見ると、南信州広域連合で運営する焼却処分場の稲葉クリーンセンターの負担金と村人件費を含む、管理共通部門が最も多く54.1%、次いで収集運搬が32.7%となっています。これらの経費は令和5年度と令和元年度を比較すると全体で697万円、19%増加しており、人件費や燃料費など物価の高騰が主な要因となっています。

ごみ処理経費の推移

単位：千円

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
収集運搬	12,386	14,507	12,785	13,815	14,152
中間処理	4,111	4,344	4,247	4,334	4,409
最終処分費	1,348	1,393	1,320	1,313	1,341
管理共通部門	18,511	18,865	18,950	21,190	23,428
合 計	36,356	39,109	37,302	40,652	43,330
住民一人当たり(円)	5,424.6	5,816.3	5,551.7	6,154.7	6,590.1



4 ごみ処理の課題

本村におけるごみ処理の課題として、世界的に危惧されている、温室効果ガスの排出による地球温暖化を防止するため、環境負荷軽減に向けた、ごみの減量化が必要です。特に燃やすごみは焼却施設となる「稲葉クリーンセンター」において、地域全体の焼却量が当初の計画量を超えているため、年間稼働日数を当初計画の280日から年間330日に変更して対応している現状です。地域で唯一の焼却施設で、稼働日数・稼働率が高い現状は、環境問題への影響のみならず、災害時の災害廃棄物処理の対応にも影響があることから、燃やすごみの減量化は喫緊の課題です。

(1) ごみ分別の課題

ごみは排出段階において、きちんと分別してあれば比較的容易に資源化できます。リサイクル関連法に準じた資源ごみについては、排出段階から中間処理まで考慮し、効率적かつ精度を高めるシステムを整備していくことが重要となります。

近年、リチウムイオン電池などの小型充電式電池の混入を原因とする、ごみ収集車や中間処理施設での発火事故が、全国的な問題として報告される中、本村では事故防止のため、令和6年度から、これまでの小型充電式電池のみの回収の他に、家電本体と一体となっていて、小型充電式電池を取り外すことができない、加熱式タバコやワイヤレスイヤホン、電気シェーバーなどを有害ごみとして収集を始めました。

これにより、ごみ分別を明確にし、燃やすごみやプラ資源などへの小型充電式電池の混入を防ぎ、事故防止を徹底していきます。

(2) ごみの減量化と資源化の促進

本村ではこれまで、燃やすごみの減量化対策として、生ごみ処理機や処理容器（コンポスター）の購入補助を実施して、ごみの発生抑制に努めてきました。

ごみの発生を抑制するためには、村民一人ひとりが資源の大切さを自覚して取り組む必要があります。そのためには、現在の使い捨て型ライフスタイルを見直し、ごみ発生の抑制・減量化にかかる施策の充実に加えて、今後も新たな取組を検討し、村民・事業者・行政がともに意識改革するための啓発活動を推進していく必要があります。

令和6年度から新たな取組として、プラ資源循環促進法による製品プラスチックと容器包装プラスチックの一括収集と、廃食油の収集を始めました。更に令和2年度末で中止としていた古着・古布収集を再開しました。これらの施策によりごみの資源化と燃やすごみの減量化を促進していきます。

（３）収集・運搬、中間処理、最終処分の課題

本村は、収集・運搬業務・中間処理について、民間事業者へ業務委託しております。委託料は雇用環境の改善による人件費の増額と、燃料等物価の高騰に伴い年々増加しています。また、人手不足や働き方改革により、休日・ゴールデンウィーク・年末年始等に、ごみ収集を行うことが難しくなっており、ごみ収集日の削減など柔軟な対応が必要となってきました。

村が保有する一般廃棄物最終処分場は令和５年度末での埋立処分量が半分程度であり、当面は新施設建設の検討は必要ない状況です。

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本的な考え方

本村の美しく豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくため、ごみの減量へと取組と、資源が循環するまちづくりが必要です。そのためには、ごみの減量化・資源化への取組の推進とともに、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減され、将来にわたって持続的な活動が行われる循環型社会を目指す必要があります。

また、ごみの量を減らすライフスタイルへの転換を図ることが重要であり、循環型社会形成推進基本法の3Rについて環境負荷の少ない順に①リデュース（発生抑制）②リユース（再使用）③リサイクル（再生利用）を意識した取組を進め、循環型社会への定着を推進するため村民、事業者、行政が状況に応じた役割分担、協力ができるよう三者間の連携の充実を図ります。

2 ごみの排出抑制と減量化の方策

（1）住民・事業者・行政間の連携

ごみの減量化に取り組むためには、住民、事業者、行政が果たすべき基本的な役割を分担し、協力し合ってライフスタイルを見直していくことが大切です。循環型社会形成のため、状況に応じた役割分担、協力ができるよう三者間の連携の充実を図り、更なるごみの発生抑制、再使用、再利用を目指します。

①住民

一人ひとりがごみの排出者であることを自覚し、環境への負担軽減を意識して日々の生活を見つめ直します。また、限りある資源の有効活用に向け、分別の徹底に努め、地域における資源回収や環境活動に積極的に参加します。

②事業者

ごみの減量や分別による資源化の推進など、環境保全に配慮した事業活動を行います。また、長く使える製品や再使用・再生利用しやすい製品を供給するとともに、簡易包装の推進に努めます。

③行政

住民・事業者との更なる連携を図り、循環型社会の仕組みづくりを推進します。ごみの分別方法をわかりやすく周知・啓発するとともに、あらゆる機会を通じて3Rに関する情報を発信します。また、人口減少や高齢化の進行などに伴う社会状況の変化に対応する仕組みを構築します。

(2) ごみの排出量の見込み

ごみ処理の基本的な考え方に基づく基本施策を定め、計画目標年次におけるごみの排出量の見込みを定めます。

①将来人口の推計

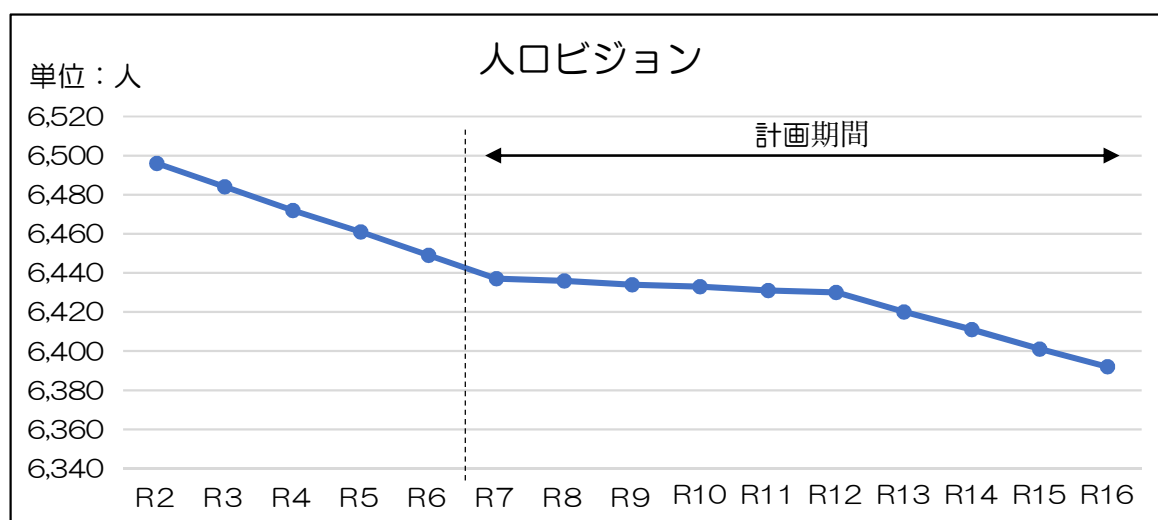
ごみの排出量の見込みを定めるに当たり、計画処理区域内の将来人口を推計する必要があります。豊丘村人口ビジョンにおける推計値と整合を図ります。計画目標年度である令和16年の推計人口は6,392人で、令和2年比で104人、1.6%減少する見込みです。

将来人口推計

単位：人

年	R2	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
人口	6,496	6,437	6,436	6,434	6,433	6,431	6,430	6,420	6,411	6,401	6,392

(資料：豊丘村人口ビジョン)



(注) 国立社会保障・人口問題研究所が推計した準拠シナリオでなく、人口減少・少子化対策をはじめ各種施策を推進することにより人口減少を抑制した予測シナリオ

②ごみの排出量の見込み

ごみの排出量の見込みは、令和元年度から令和５年度までの各年度の実績値と、令和６年度の見込値を基にし、資源ごみには、令和６年度から新たに始めた廃食油収集と再開した古着・古布収集、更にプラスチック資源循環法によるプラ資源収集を加えて、令和７年度から令和１６年度までの各年度の排出量を予測しました。

家庭ごみの分別区分ごとに、住民一人一日当たりの平均排出量を算出し、この値を将来人口推計に乗じて、各年度の推計値を算出しました。

③家庭ごみの合計排出量

令和１６年度の合計排出量は、９７１ｔが見込まれます。令和元年度～６年度の平均値と比較すると、燃やすごみは２４ｔの減少、資源ごみは１１ｔの減少で、合計排出量では３８ｔの減少です。

家庭ごみ排出量①

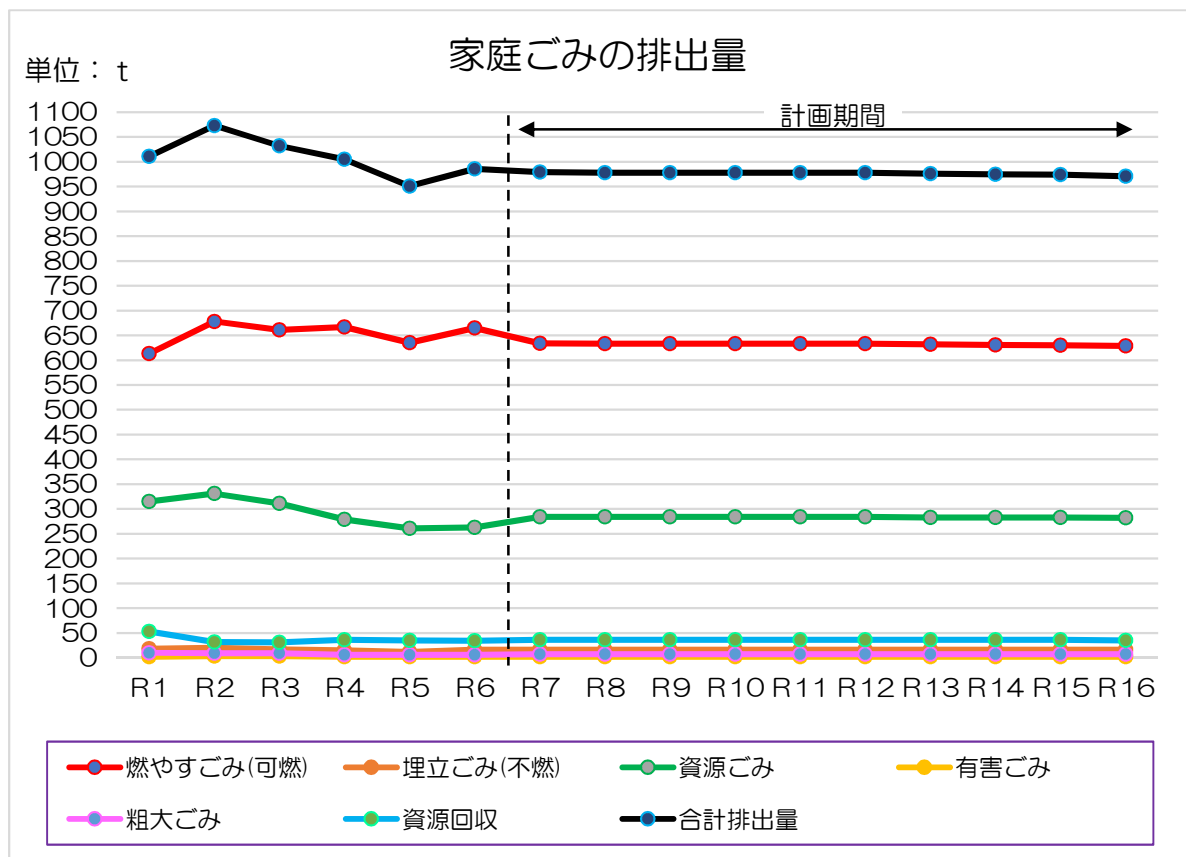
単位：ｔ

年 度	実績値					見込値	平均値
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1～6
燃やすごみ(可燃)	613	678	661	667	635	665	653
埋立ごみ(不燃)	18	20	17	15	12	16	16
資源ごみ	315	331	311	279	261	263	293
有害ごみ	2	3	3	2	2	2	2
粗大ごみ	10	9	9	6	6	6	8
資源回収	53	32	31	36	35	34	37
合計排出量	1,011	1,073	1,032	1,005	951	986	1,009

家庭ごみ排出量②

単位：ｔ

年 度	推計値									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
燃やすごみ(可燃)	634	633	633	633	633	633	632	631	630	629
埋立ごみ(不燃)	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
資源ごみ	284	284	284	284	284	284	283	283	283	282
有害ごみ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
粗大ごみ	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
資源回収	36	36	36	36	36	36	36	36	36	35
合計排出量	979	978	978	978	978	978	976	975	974	971



④家庭ごみの住民一人一日当たりの排出量

家庭ごみの住民一人一日当たりの排出量は、令和 16 年度の推計値で 415.9 g と、令和元年度～6 年度の平均値とほぼ同量での推移が見込まれます。

一人一日当たりの排出量①

単位：g

	実績値					見込値	平均値
年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1～6
燃えるごみ(可燃)	250.6	276.3	269.5	276.7	264.6	280.2	269.7
埋立ごみ(不燃)	7.4	8.1	6.9	6.2	5.0	6.7	6.7
資源ごみ	128.8	134.9	126.8	115.7	108.8	110.8	121.0
有害ごみ	0.8	1.2	1.2	0.8	0.8	0.8	0.9
粗大ごみ	4.1	3.7	3.7	2.5	2.5	2.5	3.2
資源回収	21.7	13.0	12.6	14.9	14.6	14.3	15.2
合 計	413.4	437.2	420.7	416.8	396.3	415.3	416.7

一人一日当たりの排出量②

単位：g

	推計値						
年 度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
燃えるごみ(可燃)	269.8	269.5	269.5	269.6	269.7	269.7	269.7
埋立ごみ(不燃)	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8
資源ごみ	120.9	120.9	120.9	121.0	121.0	121.0	120.8
有害ごみ	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
粗大ごみ	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
資源回収	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.4
合 計	416.3	416.0	416.0	416.2	416.3	416.3	416.2

	推計値		
年 度	R14	R15	R16
燃えるごみ(可燃)	269.7	269.6	269.6
埋立ごみ(不燃)	6.8	6.8	6.9
資源ごみ	120.9	121.1	120.9
有害ごみ	0.9	0.9	0.9
粗大ごみ	2.6	2.6	2.6
資源回収	15.4	15.4	15.0
合 計	416.3	416.4	415.9

⑤事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量は、令和元年度～6年度までの平均値から、計画各年度で110 tが見込まれます。

単位：t

	実績値					見込値	平均値	推計値
年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1～6	R7～16
可燃ごみ	65	120	98	105	133	143	110	各年 110

⑥可燃ごみの総排出量

家庭ごみの燃えるごみと、事業系可燃ごみの総排出量は、令和16年度には739 tが見込まれ、令和元年度～6年度までの平均値と比較すると24 t、3.1%の減少です。

単位：t

	実績値					見込値	平均値	推計値	
年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1～6	R7	R8
燃えるごみ(可燃)	678	798	759	772	768	808	763	744	743

	推計値							
年 度	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
燃えるごみ(可燃)	743	743	743	743	742	741	740	739

⑦総排出量の推計値の算出結果

家庭ごみ、事業系ごみの総排出量は令和16年度には1,081 tが見込まれます。令和元年度～6年度の平均値と比較すると38 t、3.4%の減少です。

単位：t

	実績値					見込値	平均値	推計値		
年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1～6	R7	R8	R9
総排出量	1,076	1,193	1,130	1,110	1,084	1,129	1,119	1,089	1,088	1,088

	推計値						
年 度	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
総排出量	1,088	1,088	1,088	1,086	1,085	1,084	1,081

(3) 目標値の設定

本計画で定める各種施策を着実に実行し、この効果を評価するために、目標年における数値目標を設定します。

本計画の上位計画に当たる第6次豊丘村総合振興計画との整合性を図りながら、次の項目において目標値を設定します。

項目	R16 年度推計値	R16 年度目標値	考え方
①総排出量	1,081 t	1,000 t	第5期長野県廃棄物処理計画の推計値と目標値の比率から、本村の目標値を設定し、ごみ排出量の減少を目指す。
②家庭ごみの一人一日当たりの排出量	415.9 g	405 g	

(4) 目標達成のための施策

①循環型社会定着に向けた住民・事業者・行政の三者一体の取組

②3Rの定着 I.リデュース（発生抑制） II.リユース（再使用） III.リサイクル（再生利用）を意識した取組を進めます。

③一人ひとりがごみ排出者であることを自覚し、環境への負荷軽減を意識します。

④生ごみ処理機等への購入補助により、生ごみ処理機等の利用を促進し、燃えるごみを減量します。

⑤限りある資源の有効活用に向け、分別を徹底します。

第5章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

本村の下水道は、天竜川の公共用水域の水質保全に資するとともに、住民の生活環境の向上を目的として、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽により整備を行っています。

特定環境保全公共下水道事業は、昭和 62 年度に下水道法の認可を受け、事業認可区域の整備状況は 100%に、農業集落排水事業は平成元年度から事業を開始し、全体計画区域の整備状況は、こちらも 100%に達しています。これらの区域外となる中山間地域を合併処理浄化槽により整備しています。

生活排水の排出状況の推移（処理形態別人口）

単位：人

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口（A）	6,702	6,724	6,719	6,605	6,575
水洗化・生活雑排水処理人口（B）	6,624	6,646	6,641	6,527	6,497
特定環境保全公共下水道	3,450	3,514	3,537	3,360	3,445
農業集落排水施設	2,085	2,156	2,160	2,161	2,150
合併処理浄化槽	1,089	976	944	1,006	902
生活排水処理率（B/A）	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
非水洗化人口	78	78	78	78	78

（資料：一般廃棄物処理事業実態調査）

2 下水道事業計画

本村の下水道事業は、少子高齢化や人口減少時代の到来、節水型社会への変化等、社会経済要因を踏まえつつ、限られた財源の中で効率的な整備が求められています。今後は施設の改築更新や経営改善等課題への取組が必要とされ、下水道管理者として住民のニーズや特性を踏まえ、地域の自主性を活かしながら創意工夫した取組を進めていく必要があります。

処理地区	計画事業	処理人口	処理量	計画年度
河 野	農業集落排水事業	1,370 人	370 m ³ /日	完成
田村・林	特定環境保全公共下水道	3,400 人	1,390 m ³ /日	完成
伴 野	農業集落排水事業	1,450 人	392 m ³ /日	完成
中山間地	合併処理浄化槽	902 人	260 ℓ/日 417 基	令和 6 年度現在

3 し尿汚泥処理状況

農業集落排水、合併処理浄化槽、仮設トイレ等のし尿汚泥の汲み取りは、村内の2業者により汲み取られ、南信州広域連合施設（飯田竜水園）で処理されていて、処理量は横ばいとなっています。

単位：kl

	R1	R2	R3	R4	R5
し尿汚泥処理量	1,189.96	1,124.98	1,268.77	1,304.95	1,161.25

4 し尿汚泥処理計画

農業集落排水、合併処理浄化槽、仮設トイレ等から排出され、南信州広域連合施設（飯田竜水園）で処理される処理量は、緩やかな人口減少による影響があるものの、リニア中央新幹線及びその関連工事による関係人口の増加から、処理量は横ばいで、1,200～1,300kl 前後の見込みです。